

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う

東京都公文書館の臨時休館の再延長及び一部サービスの提供について

東京都公文書館は、新型コロナウイルス感染症の再拡大を防止するため、人流の抑制を最優先にした「段階的緩和期間における東京都の対応」を踏まえ、下記のとおり臨時休館を延長します。

なお、引き続き郵送等による利用請求、電話等によるレファレンスなど、一部のサービスは継続します。

記

1 休館期間

令和3年1月12日（火曜日）から当面の間

2 一部提供するサービス

(1) 利用請求

東京都公文書館で保存している特定歴史公文書等について、郵便等により利用請求書の提出をすることができます。

(2) 電話等によるレファレンス

東京都公文書館で所蔵している資料は、情報検索システムにてお探しいただけます。調べたいことや探している資料等の御質問について、必要な資料、情報を御案内します。内容によっては、お時間をいただくことがあります。

※ 上記（1）及び（2）の詳細は、東京都公文書館整理閲覧担当にお問い合わせ（電話番号：042-313-8440）いただくか、東京都公文書館ホームページを御覧ください。なお、令和3年3月31日及び日曜・祝日は、サービスを休止します。

3 その他

(1) 研修室の一般への貸出し及び予約の受付は、当面の間休止します。

(2) 限定的に提供するサービス内容は、今後変更となる場合があります。その際は、改めて東京都公文書館ホームページでお知らせします。

(3) 今後の対応については、改めて東京都公文書館ホームページでお知らせします。

問合せ先 東京都公文書館 電話 042-313-8460
